

令和6年10月3日 施行 現在施行

老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第百三十五号）

Law RevisionID:338M50000100028_20241003_506M60000100135

昭和三十八年厚生省令第二十八号

老人福祉法施行規則

（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更の届出）

第四条 法第十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 施設の名称及び所在地
- 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 施設の運営の方針